

平成29年度 河原林富美福祉基金配分申請要項

社会福祉法人大阪府共同募金会

大阪の社会福祉の向上に役立ててほしいとして、故河原林富美氏による遺贈金をもって河原林富美福祉基金を設置し、社会福祉推進事業の支援でこれまであまり手を差しのべていなかった福祉の狭間の事業や福祉の周辺領域で支援を要する事業を配分対象に支援に取り組むことになりました。

大阪府共同募金会（以下、「本会」という。）では、要項に基づき標記申請の受付を行います。

1. ボランティア活動支援事業

《対象団体》

大阪府内で広域（大阪市並びに堺市は複数区。他の市町村は複数市町村。）で活動している福祉ボランティア活動（地域や福祉施設で行われる主に高齢者・障がい者・児童等を対象とする自発的な活動）を行っている次の要件をすべて満たす団体

- 5人以上で構成されていること（法人格の有無を問わない）
- 年間活動実施10回以上（事業を行うための会議等は除く）
- 申請時まで1年以上活動実績があること。
- 会則等により団体運営が定められている団体であること

●対象外となる場合（いずれかに該当）

- ①校区（下）社会福祉協議会、地区福祉委員会等の行うボランティア活動に係る事業
- ②活動の大半が会員の親睦や研修、スキルアップ活動であるもの
- ③宗教や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
- ④営利を目的とするもの
- ⑤法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
- ⑥暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
- ⑦行政諸官庁の受託事業、また配分金以外の財源によって運営が可能な事業。団体運営や当該事業に対して、地方公共団体の助成金やその他の公的助成を受けている場合
- ⑧平成29年度事業で大阪府地域福祉振興助成金、大阪市ボランティア活動振興基金等他の助成金を受けている場合

《配分対象事業》

継続的に福祉ボランティア活動を実施するために必要な団体の事業費

配分対象事業実施期間：平成29年8月～平成30年3月末

[対象経費]

- ・普及・啓発活動・ボランティアの養成・研修費
- ・活動に必要な資機材、備品の購入費

[対象にならない経費]

- ・運営費、人件費、飲食費等団体の責任において負担すべき経費

《配分枠および配分額》

平成29年度配分枠 300万円以内

1団体 20万円まで（但し、申請は1団体1事業に限る。）

（補助率は事業費総額の9/10以内（千円未満切捨て）、1/10以上の自己資金（自主財源）が必要です。）

《配分申請受付期間》

平成29年5月31日（水）まで

「平成29年度河原林富美福祉基金 ボランティア活動支援事業配分申請書」（様式1）1部（添付書類を含む）を本会に提出してください。

【添付書類】

- ①団体の会則
- ②平成29年度の予算書及び事業計画書
- ③平成28年度の事業報告書及び決算書
- ④資機材、備品購入の場合は、2社以上の見積書（日付、宛名、有効期限、定価（オープン価格の場合はその旨を記載）、値引き額、消費税が記載のもの）、カタログ、価格表
- ⑤普及・啓発活動・ボランティアの養成・研修費で外注を要する場合は、2社以上の見積書（日付、宛名、有効期限、消費税が記載のもの）
- ⑥団体案内（活動状況がわかるもの）
- ⑦その他本会が必要とするもの（適宜）

《審査及び決定》

この福祉基金の配分は、平成29年7月中旬開催の本会配分委員会において審議のうえ配分対象と配分額を決定します。

なお、ご要望にお応え出来ない場合がありますので、念のため申し添えます。

《配分金交付時期》

普及・啓発活動・ボランティアの養成・研修費は、配分金交付請求書提出確認調査後、また、活動に必要な資機材、備品の購入費は、原則、購入確認調査後、銀行振込で行います。

《事業の実施報告》

事業完了後、速やかに事業報告書を提出していただきます。

《ご注意》

- ※ 申請に係る書類が不備の場合は、申請を受理できません。
- ※ この基金による配分は、1団体1回限りとします。
- ※ 申請書提出後に申請内容に変更がある場合は、すみやかに本会に連絡のうえ指示を受けてください。

- ※ 配分を受けたときは、本会が示す方法等により、住民等への周知を行ってください。

- ※ 配分金交付後、正当な理由がなく、申請内容に虚偽が発覚した時や事業報告書が提出されなかった場合、配分金を返還していただきます。
- ※ 配分団体については、団体名、配分金、事業内容を本会ホームページや機関紙で公表します。
- ※ 申請書類等で得た個人情報、本事業以外には使用しません。

《お問合せ・申請書提出先》

社会福祉法人大阪府共同募金会
〒542-0065
大阪府中央区中寺 1-1-54
大阪社会福祉指導センター2階
TEL:06-6762-8717
FAX:06-6762-8718
URL:<http://www.akaihane-osaka.or.jp>
Email:ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp

2. 社会福祉協議会への地域福祉活動促進事業（軽自動車配分）

《対象団体》

大阪府社会福祉協議会及び大阪市社会福祉協議会を除く各市区町村社会福祉協議会

《配分対象事業》

継続的に地域福祉活動を実施するために必要な軽自動車（特殊装備の有無を問わない）購入事業費

- ①新車のみを対象
- ②車いす仕様でスロープ式（車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗降できる装備）およびリフト式（車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗降できる装備）の車両は、身体障がい者対応とし、税金（消費税、自動車税、取得税）が減免となる車両とします。
- ③配分車両には、本会指定の明示を指定された方法で表示する。
- ④導入後10年経過または、走行距離10万km以上の老朽による車両更新を優先します。

配分対象事業実施期間：平成29年8月～平成30年3月末

《配分枠および配分額》

平成28年度配分枠 800万円以内
1社会福祉協議会 80万円まで（但し、申請は1社会福祉協議会1台に限る。）

（助成率は事業費総額の9/10以内（千円未満切捨て）、1/10以上の自己資金（自主財源）が必要です。）

《配分申請受付期間》

平成29年5月31日（水）まで

「平成29年度河原林富美福祉基金 社会福祉協議会への地域福祉活動促進事業配分申請書」(様式2)1部(添付書類を含む)を本会に提出してください。

【添付書類】

- ①平成29年度の予算書及び事業計画書
- ②平成28年度の事業報告書及び決算書
- ③見積書(申請時は、1社のみで可)(日付、宛名、有効期限、車両本体価格、値引き額、下取り価格、本会指定の明示に係る経費(参考をご参照)、消費税が記載のもの)、カタログ、価格表
- ④その他本会が必要とするもの(適宜)

《審査及び決定》

この福祉基金の配分は、平成29年7月中旬開催の本会配分委員会において審議のうえ配分対象と配分額を決定します。

なお、ご要望にお応えできない場合がありますので、念のため申し添えます。

《配分金交付時期》

本会で実地確認調査または書面審査を行った後、銀行振込で行います。

《事業の実施報告》

事業完了後、速やかに事業報告書を提出していただきます。

《ご注意》

- ※ 申請に係る書類が不備の場合は、申請を受理できません。
- ※ この基金による配分は、1社会福祉協議会1回限りとします。
- ※ 申請書提出後に申請内容に変更がある場合は、すみやかに本会に連絡のうえ指示を受けてください。
- ※ 配分を受けたときは、本会が示す方法等により、住民等への周知を行ってください。
- ※ 配分金交付後、正当な理由がなく、申請内容に虚偽が発覚した時や事業報告書が提出されなかった場合、配分金を返還していただきます。
- ※ 配分社会福祉協議会については、社会福祉協議会名、配分金、事業内容を本会ホームページや機関紙で公表します。
- ※ 申請書類等で得た個人情報、本事業以外には使用しません。

《お問合せ・申請書提出先》

社会福祉法人大阪府共同募金会
〒542-0065
大阪府中央区中寺1-1-54
大阪社会福祉指導センター2階
TEL:06-6762-8717
FAX:06-6762-8718
URL:<http://www.akaihane-osaka.or.jp>
Email:ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp